

奈良県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十二号

奈良県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例

奈良県地方創生拠点整備基金条例（平成三十年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年十月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。